

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111

不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住所	電話
NPO法人 ふれあいネットワーク	東京都台東区柳橋2-2-2 浅草橋ONビル2階	03-4284-4591

1 市民からの相談件数 (平成26年3月25日現在)

相談件数	相談受付時期
1件	平成26年3月中旬

2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相談事例
40代男性	発信元の記載のない大きな封筒が届き開封すると、NPO法人から違法わいせつ物の購入者を告発するという通知であった。消費者センターのホームページで、全く同じ文書の架空請求があることを知った。身に覚えがないため連絡するつもりはないが、今後の対応を知りたい。 過去に、別法人から身に覚えのない何らかの登録についての解除料金を請求する通知が送付されたことがあり、消費者センターに相談し無視したことがある。

3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は011-728-2121**です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。

ただし、面接相談は午後4時30分までとなっています。

告発通知

貴殿が以前購入した違法わいせつ物（無修正映像・児童ポルノ等）の製造・販売に関与したグループが当団体と被害者女性及び被害者児童の保護者の働きかけにより、平成 25 年度に組織的処罰法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、わいせつ物頒布等の罪により警視庁に摘発されました。

この度、被害者女性及び被害者児童の保護者と性犯罪女性被害者のさらなる拡大を防止するため、購入者に対しても事件証拠（購入履歴・金融機関履歴等）を提出告発します。

告発後、購入者に対し、警視庁及び管轄警察署から事情聴取の出頭要請、家宅捜査を受けることとなります。

児童買春、児童ポルノ禁止法第 7 条

児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回路を通じて第二条第三条各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2. 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。

刑法 175 条

わいせつな文書、図面その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、2 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

貴殿の行為は法律に違反しています。

正当な裁きを受けるのも、このような性犯罪への社会喚起となりますが、改心し被害者に対して謝罪していただけるのであれば、告発を取り消します。

告発を取り下げたい者は平成 26 年 3 月 21 日（金）までに当団体に必ず電話にてご連絡ください。

期日を過ぎた場合、いかなる状況でも即時即刻告発いたします。

児童や女性を苦しめる行為は絶対に許しません。

当団体は被害者ならびに御家族に対して人生を再出発としてのケアに重点を置き活動しております。

NPO 法人 ふれあいネットワーク

東京都台東区柳橋 2-2-2 浅草橋 ON ビル 2 階

受付時間 午前 8 時～午後 4 時

電話 03-4284-4591